

秋田県告示第185号

秋田県社会福祉会館条例（平成17年秋田県条例第62号）第12条第1項の規定により、次のとおり秋田県社会福祉会館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県社会福祉会館の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

1 施設利用料

区 分		午 前	午 後	日 中	夜 間
		9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	17:00～21:00
大会議室		22,440円	29,920円	52,390円	1時間につき 7,480円
特別会議室		9,130円	12,180円	21,310円	1時間につき 3,040円
第1会議室		3,900円	5,200円	9,100円	1時間につき 1,300円
第2会議室		3,900円	5,200円	9,100円	1時間につき 1,300円
第3会議室		6,030円	8,040円	14,070円	1時間につき 2,010円
第4会議室		5,250円	7,000円	12,250円	1時間につき 1,750円
合同研修室		2,760円	3,680円	6,440円	1時間につき 920円
調理実習室		2,670円	3,560円	6,230円	1時間につき 890円
展示ホール		15,690円	20,920円	36,610円	1時間につき 5,230円
体育館	貸切 使用	身体障害者の福祉の増進のために使用するとき		2時間につき	2,090円
		その他の目的のために使用するとき			2,310円
	貸切利 用以外 の利用	個人による使用		4時間につき	210円
		10人以上の団 体	身体障害者の福祉の増進のために使用するとき		2,090円
			その他の目的のために使用する とき		2,310円

備考

- 1 会議室又は展示ホールの午後5時後の利用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。
- 3 体育館の貸切利用については、利用時間が2時間未満であるときは2時間とし、利用時間に2時間未満の端数があるときは当該端数を2時間とする。貸切利用以外の利用については、利用時間が4時間未満であるときは4時間とし、利用時間に4時間未満の端数があるときは当該端数を4時間とする。
- 4 利用者が入場料（利用者が、いずれの名義であるかを問わず、施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収するとき、又は利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

2 設備利用料

区 分	利用料金の額
金ぴょうぶ	一式 1回につき 1,150円

3 体育館の冷暖房設備の使用料

使用の単位	使用料の額
2時間につき	630円